

法学研究科 学位審査規則

制 定 令5. 2. 22
最近改正 令7. 2. 19

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 大阪公立大学大学院法学研究科において行う学位論文の審査、最終試験その他の学位に関し必要な事項は、大阪公立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び大阪公立大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、「課程博士」とは、大阪公立大学大学院法学研究科法学政治学専攻博士後期課程を修了する者及び大学院学則第36条第2項の規定により退学後に提出する者の博士の学位をいう。

2 この規則において「論文博士」とは、法学研究科において審査を行うこととされた、大学院学則第37条第3項の規定による博士の学位をいう。

第2章 修士の学位申請

（修士論文の提出要件）

第3条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）を提出する者は、学位規程第4条第1項の要件を満たし、かつ、提出日において、次に掲げる博士前期課程の所属プログラムに応じ、当該各号に定める科目を履修又は修得していなければならない。

- （1）理論研究プログラム 修士研究指導1及び修士研究指導2
- （2）課題展開プログラム 課題論文指導

（修士学位の申請手続）

第4条 修士の学位を受けようとする者は、次に掲げる書類等を、研究科長に提出しなければならない。

- （1）学位授与申請書 1通
- （2）修士論文 正本1通及び副本2通
- （3）学位論文の要旨 3通

2 参考論文を提出する場合は、正本3通を提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

（修士学位の申請期限）

第5条 申請者は、当該年度の1月末日までに、前条に定める書類等を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、9月に学位の授与を受けようとする者は、当該年度の5月末日までに申し出の上、前項に定める書類等を7月末日までに提出しなければならない。

（修士論文の様式等）

第6条 修士論文及び学位論文の要旨の様式等については、別に定める学位論文作成要領によらなければならない。

第3章 課程博士の申請

（課程博士論文の提出要件）

第7条 博士後期課程に在学している者は、学位規程第4条第2項の要件を満たし、かつ、提出日において、博士研究指導1、博士研究指導2、及び博士研究指導3を履修又は修得している場合に、博士の学位論文（以下この章において「課程博士論文」という。）を提出することができる。

2 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、法学研究科法学政治学専攻履修規則第22条の2第2項の願い出を認められた場合、学位規程第4条第3項に該当するものとし、提出日において、退学後9月を経過していない場合に、課程博士論文を提出することができる。

（課程博士の申請手続）

第8条 課程博士の学位を受けようとする者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位授与申請書 1通
- (2) 課程博士論文 正本3通及び電子データ（ただし、インターネット上で論文の全文を公表できない場合は、電子データを除く。）
- (3) 論文目録 1通
- (4) 学位論文の要旨 3通及び電子データ

2 前条第2項に該当する者は、前項に規定する書類等のほかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 単位修得証明書 1通
- (2) 履歴書 3通

3 参考論文を提出する場合は、正本3通を提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

（課程博士の申請期限）

第9条 申請者は、次に掲げる学位の授与月に応じ、当該各号に定める期日までに、前条

に定める書類等を提出しなければならない。

- (1) 3月 当該年度の12月末日
- (2) 6月 前年度の3月末日
- (3) 9月 当該年度の6月末日
- (4) 12月 当該年度の9月末日

(課程博士論文の様式)

第10条 課程博士論文、論文目録及び学位論文の要旨の様式等については、別に定める学位論文作成要領によらなければならない。

第4章 論文博士の申請及び学力の確認

(論文博士の申請手続)

第11条 論文博士の学位を受けようとする者は、学位規程第5条第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定に従い、次の書類等を提出しなければならない。

- (1) 学位授与申請書 1通
 - (2) 学位論文 正本3通及び電子データ（ただし、インターネット上で論文の全文を公表できない場合は、電子データを除く。）
 - (3) 論文目録 3通
 - (4) 学位論文の要旨 3通及び電子データ
 - (5) 単位修得証明書 1通（本研究科博士後期課程又は大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程に在学していた者に限る）
 - (6) 履歴書 3通
 - (7) 学位論文審査料
- 2 参考論文を提出する場合は、正本3通を第1項に定める書類等とあわせて提出するものとする。ただし、参考論文が日本語以外による場合は日本語訳を3通添付するものとする。

(論文博士の申請期限)

第12条 学位の申請時期は、任意とする。

(論文博士にかかる学位論文の様式等)

第13条 学位論文及び学位論文の要旨の様式等については次に掲げる通りとする。

- (1) 学位論文の分量 研究書1冊相当程度
- (2) 学位論文の様式 自由
- (3) 論文目録 自由
- (4) 学位論文の要旨 4,000字程度

2 前項の規定にかかわらず、本研究科博士後期課程（大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程を含む。）に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者（以

下「単位修得退学者」という。)のうち、退学後5年を経過していない者(以下「特例単位修得退学者」という。)が提出する学位論文、論文目録及び学位論文の要旨の様式等については、第10条の規定を準用することができるものとする。

(学力の確認)

第14条 学力の確認は、申請者が本研究科の博士後期課程修了者と同等以上の学力を有するか否かについて、口述試験及び筆記試験により行う。

2 研究科教授会において、学力の確認を行う科目(外国語を含む。)及び学力の確認を行う者を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者の学歴及び業績等により、学力を確認できるときには、学力の確認の全部又は一部を省略することができる。

4 単位修得退学者が、退学後3年以内に論文博士の学位の授与を申請したときは、学力の確認を省略することができる。

5 前2項に規定する学力の確認の省略は、次条に規定する審査委員会の設置とあわせて、研究科教授会において決定するものとする。

第5章 審査及び公表

(審査委員会の設置)

第15条 研究科教授会は、学位論文が受理されたときは、遅滞なく、学位規程第8条に規定する審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、研究科教授会において指名する教授3名以上の審査委員をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会において特に認めるときは、准教授を、1名に限り審査委員に充てることができる。

4 研究科教授会において必要があると認めるときは、前2項に定める審査委員のほかに、次に掲げる者を加えることができる。

(1) 本研究科の准教授及び講師

(2) 他の研究科等の教授、准教授及び講師

(3) 他の大学院の教授

(4) 研究所等の教員等

5 審査委員会に主査を置き、第2項及び第3項に定める審査委員のうちから研究科教授会において指名する者をもって充てる。ただし、申請者の研究指導教員は主査となれない。

(審査委員会及び主査の任務)

第16条 審査委員会は、主査が主催し、学位規程第9条、第11条及び第12条の規定に従い、学位論文の審査、最終試験及び学位論文審査結果の要旨等の報告を行う。

2 学位論文の審査基準は、別に定める。ただし、論文博士のうち、特例単位修得退学者

以外が提出した学位論文については、その主題に関して従来の研究水準を引き上げ、又は独創的な研究によって新領域を開拓したものであることを要するものとする。

- 3 審査委員会は、修士及び課程博士の学位論文については、課程の修了判定に支障を来さない期日までに審査を完了するものとし、論文博士の学位論文については、原則として、提出後1年以内に審査を完了するものとする。

（公聴会）

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、課程博士の学位論文及び特例単位修得退学者が提出した論文博士の学位論文の審査及び最終試験は、公聴会により行うものとする。

- 2 公聴会は、あらかじめ本研究科内の掲示板に告知周知のうえ、一般に公開する。告知は、少なくとも、公聴会の2週間前までに行わなければならない。
- 3 公聴会は、主査を含む2人以上の審査委員及び申請者が出席しなければ開くことができない。
- 4 主査は、公聴会の議長となり、議事進行について一切の権限と責任をもつ。

（研究科教授会の審議）

第18条 研究科教授会において学位授与の審議を行うときは、教授会構成員の3分の2以上が出席しなければならない。

- 2 修士及び博士の学位の授与は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。
- 3 前項の投票は、個別に行うものとする。ただし、修士の学位授与にあつては、単一の投票用紙に連記して行うことができるものとする。

（博士の学位論文内容の公表）

第19条 博士の学位論文の公表については、「大阪公立大学学位論文の公表に関する取扱要領」の定めによるものとする。

附 則 （制定 令5. 2. 22）

- 1 この規則は、令和5年2月22日から施行する。
- 2 「法学研究科修士の学位審査実施要項」、「法学研究科課程博士の学位審査実施要項」及び「法学研究科論文博士の学位審査実施要項」は廃止する。

附 則 （制定 令5. 11. 22）

この規則は、令和5年11月22日から施行する。

附 則 （制定 令7. 2. 19）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。